第157期
定時株主総会
招集ご通知

書面又はインターネットによる議決権行使期限：
平成27年６月22日（月曜日）　午後４時50分まで

日時：平成27年６月23日（火曜日）
　　　午前10時

場所：京都市右京区梅津高畝町47番地
　　　当社本社工場　大会議室

＜目 次＞

日新電機株式会社

株 主 各 位

平成27年６月５日
(証券コード 6641)

京都市右京区梅津高畝町47番地
日 新 電 機 株 式 会 社
代表取締役
社　　　長　小　畑　英　明

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

　さて、当社の第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申しあげます。

(本株主総会にご出席の際は、同封の「議決権行使書用紙」を株主総会受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。)

　なお、当日ご出席いただけない場合は、次頁の４の（1）「議決権行使書用紙の郵送」または（2）「インターネットの利用」のいずれかの方法により、議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」（50頁から60頁まで）をご高覧のうえ、「平成27年６月22日（月曜日）午後４時50分まで」に議決権をご行使いただきますよう、お願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　平成27年６月23日（火曜日）午前10時

2．場　　所　京都市右京区梅津高畝町47番地
当社本社工場　大会議室
(本「招集ご通知」の末尾の「株主総会会場ご案内図」をご確認ください。)

3．目的事項

報告事項

1．第157期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告・連結計算書類の内容並びに会計監査人・監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

2．第157期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役９名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

4．本株主総会ご欠席の際の議決権行使について

(1)「議決権行使書用紙の郵送」による行使の場合

同封の「議決権行使書用紙」に賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後４時50分までに到着するようご返送願います。

(2)「インターネットの利用」による行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、本「招集ご通知」の61頁から62頁までに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成27年６月22日（月曜日）午後４時50分までにご行使願います。

5．万一の修正内容の通知方法について

本「招集ご通知」内の提供書類（事業報告・連結計算書類・計算書類）並びに「株主総会参考書類」の内容について、万一、本株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（http://nissin.jp）上への掲載または書面の郵送により、ご通知いたします。

以　　上

[提供書類]

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

　第157期（当期）のわが国経済は、消費税率引き上げの影響で個人消費や設備投資などが落ち込み、前半はマイナス成長となりましたが、その後は個人消費の持ち直しや円安を受けての企業収益の改善など、緩やかながら景気回復の傾向がみられるようになりました。海外では、アセアン諸国の景気が総じて回復傾向となる一方、当社グループの主要市場である中国では経済成長が鈍化しています。

　当社グループが関連する主要市場の動向をみますと、国内の電力会社向けの市場は電力会社の投資抑制が続き需要が低調でしたが、一般民需市場は工場の更新需要などを中心に堅調に推移し、新エネルギーの市場は産業用の太陽光発電用パワーコンディショナを中心とした需要が前期に引き続き高水準を持続しました。海外の電力機器市場においては、アセアン諸国で需要が増加しましたが、中国では現地メーカーとの競争が激化するなど事業環境が厳しさを増しております。ビーム・真空応用装置の市場については、電子線照射装置の需要に中国の景気減速などにより一服感がみられる一方、高精細・中小型ＦＰＤ（フラットパネルディスプレイ）製造用イオン注入装置の需要が本年に入り海外を中心に急激な増加をみせており、今後の売上増加が見込まれます。

　こうした中で、当社グループにおきましては、市場動向や顧客ニーズに対応した製品・サービスの開発と市場投入、コスト競争力強化などの対策を積極的に推進してまいりました。その結果、「受注高」は前期比11.4％増加の123,306百万円となり、過去最高の水準とすることができました。

　受注高の事業セグメント別内訳は、「電力機器事業」が51,158百万円（前期比5.6％増）、「ビーム・真空応用事業」が27,213百万円（前期比34.6％増）、「新エネルギー・環境事業」が23,345百万円（前期比5.3％増）、「ライフサイクルエンジニアリング事業」が21,590百万円（前期比8.7％増）であります。

「電力機器事業」の増加は国内の一般民需が増加したことによるもの、「ビーム・真空応用事業」の増加は高精細・中小型ＦＰＤ製造用イオン注入装置が増加したことによるもの、「新エネルギー・環境事業」の増加は産業用の太陽光発電用パワーコンディショナが増加したことによるものであります。

「売上高」につきましては、前期比2.5％減少の107,090百万円となりました。
売上高の事業セグメント別内訳は、「電力機器事業」が47,282百万円（前期比14.0％増）、「ビーム・真空応用事業」が16,185百万円（前期比42.2％減）、「新エネルギー・環境事業」が24,033百万円（前期比14.1％増）、「ライフサイクルエンジニアリング事業」が19,588百万円（前期比1.4％増）であります。
「電力機器事業」の増加は国内の一般民需と海外（アセアン諸国・中国など）の需要が増加したことによるもの、「ビーム・真空応用事業」の減少は高精細・中小型ＦＰＤ製造用イオン注入装置が需要の谷間で一時的に大きく減少したことによるもの、「新エネルギー・環境事業」の増加は太陽光発電用パワーコンディショナや水処理場向けのエネルギー管理システムなどが増加したことによるものであります。

経常利益は、グループをあげて原価低減や企業体質の改善・強化に努めましたが、「ビーム・真空応用事業」の大幅な減収の影響などにより、9,301百万円（前期比3.5％減）となりました。

特別損益につきましては、中国の子会社である日新高技電機（東莞）有限公司に関する事業整理損108百万円、固定資産の減損損失43百万円及び関係会社整理損326百万円並びに中国の子会社である日新恒通電気有限公司に関する固定資産の減損損失179百万円を、それぞれ特別損失として計上しました。

以上を踏まえ、法人税等の計上を行った結果、少数株主損益調整後の当期純利益は、5,242百万円（前期比2.1％減）となりました。

（2）設備投資及び資金調達の状況

　当社グループの当期の設備投資については、当社の本社工場における耐震補強工事、増産・合理化を目的とした製造ラインの効率化等のための設備投資、ベトナムの子会社である日新電機ベトナム有限会社における増産のための設備投資などに総額3,161百万円を実施しており、その資金については一部借入れを実施し、残額は自己資金を充当いたしました。

（3）企業集団の中長期的な経営戦略と対処すべき課題

　当社グループは、「電力機器事業」、「ビーム・真空応用事業」、「新エネルギー・環境事業」及び「ライフサイクルエンジニアリング事業」の４つの事業セグメントをバランスのとれた４本の事業の柱に育て、いずれのセグメントにおいても思い切ったグローバル展開をしていくことによって、より安定的な成長力をもった企業グループとなっていくことを目指し、2015年度の売上高1,500億円・営業利益120億円を目標とした中長期計画「ビジョン2015」を2011年４月にスタートさせました。

　４年目となる当期は、電力会社の投資抑制の継続、競争激化による国内外での販売価格の低下など厳しい経営環境が続く中で、太陽光発電用パワーコンディショナの大容量機、水処理場向けのエネルギー管理システム、新型アーク式コーティング装置などの新製品の拡販と、製造ラインの効率化推進による生産性向上や徹底した原価低減による収益力向上に取り組んでまいりました。これらの活動の結果、当期の売上高につきましては、顧客の設備投資が谷間となった「ビーム・真空応用事業」は大幅な減収を余儀なくされましたが、その他の３つの事業セグメントはいずれも増収にすることができました。

　今後のわが国経済は、消費税率引き上げの影響が一巡し、雇用環境の改善、個人消費の増加、設備投資の回復などにより、景気回復が期待される状況にあります。当社グループといたしましては、一般民需分野における点検・保守・修繕事業の拡大と更新需要の掘り起こし、引き続き高水準の需要が期待される新エネルギー・環境事業分野での拡販、アセアン市場を中心としたグローバル展開の加速などによる売上の増大に加え、更なる原価低減・品質向上への取り組みによる収益力向上を実現すべく、一層の活動強化を図ると共に、電力システム改革などの社会・市場の大きな変化を新たなビジネスチャンスと捉えて、これからの成長事業育成に努めてまいります。

「ビジョン2015」における重点活動の内容は次のとおりであります。

①４つの事業分野でのグローバルな成長

・電力機器事業

電力機器事業では、国内市場は電力会社の修繕・更新投資の抑制が当面継続されると予想される一方、電力の地域間融通の拡大に伴う投資は増加すると見込まれます。また、一般民需における更新投資も堅調に推移すると見込まれ、これらの需要を確実に獲得すると共に、新製品の投入によるシェアの拡大、設計の標準化と業務革新などによる収益力の強化に努めます。また、海外市場においては、当社グループがこれまで実績をあげてきた中国市場で投資が拡大する超高圧送電関連の製品を拡販することに加えて、タイ・ベトナムの子会社の生産能力拡充と販売体制の強化などにより、更なる経済成長と日系企業の進出が見込まれるアセアン地域での事業展開を加速いたします。

・ビーム・真空応用事業

ビーム・真空応用事業では、圧倒的なシェアを持つ高精細・中小型ＦＰＤ製造用イオン注入装置の国内外市場における確固たる地位を堅持しつつ需要の増加に対応すると共に、半導体製造用イオン注入装置の新分野への展開を強力に進めます。また、中国（江蘇省揚州市）の製造拠点を活用した原価低減によりコスト競争力を強化しシェアの拡大を図ります。電子線照射事業においては、中国（上海市）の製造拠点を活用し、自動車関連産業向けを中心に特に中国・アセアン地域における電子線照射装置の拡販を進めていきます。薄膜コーティング事業では、強みである平滑性と耐摩耗性に優れたＤＬＣ（ダイヤモンド・ライク・カーボン）膜の用途開拓を進め、自動車向けを中心にグローバルに売上拡大を図るほか、短時間・低コストで成膜が可能な新型アーク式コーティング装置の拡販にも注力してまいります。

・新エネルギー・環境事業

新エネルギー事業では、太陽光発電システムに不可欠なパワーコンディショナにおいて、コンパクトで据付工事コストの低減に寄与する屋外専用機や当期にラインアップに加えた500kW機に加え、全機種への遠隔出力制御機能の搭載、大規模メガソーラーシステム用DC1000V対応660kW機などのお客様のニーズに合わせた新製品・新機能の市場投入により、売上拡大を図ります。また、当社グループが得意とする電力品質を改善する技術と系統安定化技術を織り込んだエネルギー管理システムと各種電力機器・発電機・蓄電池などを融合させたスマート電力供給システム（ＳＰＳＳ）などの新製品開発を進め、新しい需要を獲得していきます。環境事業では、水処理場向けにこれまでの電気設備と監視制御システムに加えて、新エネルギーの導入や省エネ推進のニーズに対応したスマート電力供給システム（ＳＰＳＳ－W、Smart Power Supply Systems－Water）を積極的に提案し、事業拡大を図ります。

・ライフサイクルエンジニアリング事業

ライフサイクルエンジニアリング事業は、設備の据付工事・調整からメンテナンス、そして更新へと繋げていくと共に、顧客における設備の稼働率アップや生産性向上に貢献していく事業であります。これからの成長の柱となる事業として、全ての事業セグメントの製品を対象に、設備診断・計測データ解析による寿命診断、運転状況のモニタリングなどによる設備の延命から更新、そして運転管理に至るまでのソリューションの提供を目指していきます。特に国内では、多くの電力機器が更新時期にさしかかってきており、これら機器の点検・保守・修繕事業を拡大すると共に、更新需要の掘り起こしに繋げてまいります。また、海外においてもサービス拠点を拡充するなどグローバルな事業展開を目指します。

②事業展開を支える５つの重要施策

４つの事業セグメントでグローバルに成長を図り、「ビジョン2015」の実現を目指していくにあたり、５つの重要施策を着実に遂行し、事業展開を支えます。

1．新製品の開発スピードをアップし、市場へのタイムリーな投入を進めると共に、強力な営業体制を構築していきます。
2．組織、人材、業務プロセス等、すべての面での思い切ったグローバル化を図ります。
3．徹底した原価低減を進めると共に、品質の向上により顧客からのより高い信頼獲得に努めます。
4．社内外におけるコラボレーションの強化により、事業の推進力を向上させます。
5．グローバル化を担う人材の育成を図り、また、当社グループの事業の中核となる技術・技能を確実に養成・継承していきます。

③コンプライアンスの徹底とＣＳＲの推進

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、ＣＳＲ（企業の社会的責任）を推進することが、企業経営の根幹をなすものと考えて取り組んでいます。その取り組みにおいては、企業理念を基本にすえた事業活動を進めることが重要と考え、企業理念のグループ内へのさらなる浸透とそれに基づく事業活動を徹底させてまいります。このために、コーポレートガバナンスを確実に機能させるための対策を着実に進めていきます。併せて、再生可能エネルギーの活用や省エネ推進などの社会ニーズに対応した取り組みと事業化を推し進め、顧客や社会のニーズに対するソリューションを提供し続ける企業グループを目指してまいります。

今後ともグループ一丸となって、以上のような企業活動を推進し、グループ業績の向上と社会的使命の達成に向けて邁進する所存であります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団（当社グループ）の財産・損益の状況推移

期間 区分	第154期 (平成23年度)	第155期 (平成24年度)	第156期 (平成25年度)	第157期 (平成26年度) [当 期]
受注高 (百万円)	99,850	104,978	110,716	123,306
売上高 (百万円)	100,341	103,308	109,863	107,090
営業利益 (百万円)	7,652	7,077	9,498	9,029
経常利益 (百万円)	7,991	7,185	9,638	9,301
当期純利益 (百万円)	3,701	3,336	5,353	5,242
1株当たり当期純利益 (円)	34.64	31.21	50.09	49.05
純資産 (百万円)	60,834	66,563	68,760	79,995
総資産 (百万円)	112,302	118,216	119,490	125,925
ROA＜総資産営業利益率＞ (%)	6.9	6.1	8.0	7.4

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により算出しています。
なお、当該株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

② 当社の財産・損益の状況推移

期間 区分	第154期 (平成23年度)	第155期 (平成24年度)	第156期 (平成25年度)	第157期 (平成26年度) [当 期]
売上高 (百万円)	53,694	60,784	60,787	66,809
営業利益 (百万円)	1,514	2,091	3,948	4,948
経常利益 (百万円)	3,150	4,182	6,105	7,864
当期純利益 (百万円)	1,540	1,252	4,186	5,198
1株当たり当期純利益 (円)	14.41	11.72	39.17	48.64
純資産 (百万円)	46,391	47,122	50,648	57,254
総資産 (百万円)	77,223	77,393	82,417	86,849

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により算出しています。
なお、当該株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

(5) 当社の重要な親会社と子会社の状況（平成27年３月31日時点）

① 親会社の状況

会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条に基づく当社の親会社は、住友電気工業株式会社１社であり、同社は当社株式を54,991,175株〔当社への持株比率（当社名義の自己株式数を控除したうえ算出）が51.45％で議決権比率が51.55％〕保有しており、当社は住友電気工業株式会社の連結子会社であります。

当社と親会社との主な取引については、当社は住友電気工業株式会社に受変電設備を販売し同社は当社に電力用ケーブルを販売しておりますが、いずれも取引額は僅少であります。また、同社の顧問の木村壽秀氏が当社の監査役（会社法第２条第16号に基づく社外監査役）を務めています。

② 重要な子会社（13社）の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
日新イオン機器株式会社	1,500.0	100.00	半導体製造用イオン注入装置・ＦＰＤ製造用イオン注入装置の開発、設計、製造、販売、据付・調整、改造及び保守・点検
株式会社ＮＨＶコーポレーション	百万円 300.0	100.00	電子線照射装置の開発、設計、製造、販売、据付・調整及び保守・点検、並びに電子線照射サービスの受託
日本アイ・ティ・エフ株式会社	百万円 310.0	51.00	薄膜コーティングサービスの受託並びに薄膜コーティング装置の開発、設計、製造及び販売
株式会社日新システムズ	百万円 30.0	100.00	ソフトウェアの開発・販売
日新電機タイ株式会社	百万バーツ 335.0	99.63	産業用部品・機器の製造・販売、電力用機器の設計、製造、販売及び保守・点検、各種受変電設備の販売、梱包機材の製造・販売、並びに薄膜コーティングサービスの受託

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
日亜電機股份有限公司	百万台湾元 300.0	% 68.00	ガス絶縁開閉装置の製造、販売及び保守・点検、並びに当社の各種製品の台湾における販売代行
日新電機（無錫）有限公司	百万人民元 174.5	90.00	電力用コンデンサ、リアクトル、コンデンサ形計器用変圧器及び無効電力補償装置の製造、販売及び保守・点検
北京宏達日新電機有限公司	百万人民元 65.0	85.00	ガス絶縁開閉装置の製造、販売及び保守・点検
日新（無錫）機電有限公司	千米ドル 8,800.0	100.00	ガス絶縁開閉装置用の計器用変圧器・計器用変流器の製造・販売、並びに薄膜コーティングサービスの受託
日新電機ベトナム有限会社 （注１）	千米ドル 2,624.0	99.76 ＜64.37＞	産業用部品・機器の製造・販売並びに電力用機器の製造・販売
日新恒通電気有限公司	百万人民元 100.0	52.11	遮断器・配電盤の製造、販売及び保守・点検
日新意旺高科技（揚州）有限公司 （注２）	百万円 700.0	100.00 ＜100.00＞	半導体製造用イオン注入装置・ＦＰＤ製造用イオン注入装置の開発、設計、製造、販売、据付・調整、改造及び保守・点検
日新馳威輻照技術（上海）有限公司 （注３）	千米ドル 3,700.0	100.00 ＜100.00＞	電子線照射装置、高電圧電源システム及び高電圧試験装置の製造、販売、据付・調整及び保守・点検

（注）１．日新電機ベトナム有限会社の「当社の出資比率」欄内の＜　＞中に、前表内の当社子会社の日新電機タイ株式会社の出資比率を内数で示しています。
２．日新意旺高科技（揚州）有限公司の「当社の出資比率」欄内の＜　＞中に、前表内の当社子会社の日新イオン機器株式会社の出資比率を内数で示しています。
３．日新馳威輻照技術（上海）有限公司の「当社の出資比率」欄内の＜　＞中に、前表内の当社子会社の株式会社ＮＨＶコーポレーションの出資比率を内数で示しています。
４．中国の当社子会社の日新高技電機（東莞）有限公司（広東省東莞市、資本金5,080千米ドル）が事業を停止していることにより、第157期より重要な子会社から外し、当社の重要な子会社を14社から13社に減少しています。なお、それに伴い、後記13頁の「(7) 当社グループの主要な営業所・工場」から同有限公司を外しています。

③　企業結合の経過

当社100%出資の米国における子会社の日新電機米国会社が平成26年４月８日付けで清算を結了し、株主である当社は同社が66.7%出資するＮＨＶアメリカ社の株式を残余財産分配として受領しました。その後、当社は平成26年９月１日付けで当該株式の全てを、残り33.3%出資する株式会社ＮＨＶコーポレーション〔前記１（５）「②重要な子会社の状況」内〕に売却し、ＮＨＶアメリカ社を同社が100%出資する子会社にしました。

また、当社が91.93%出資する中国の当社子会社の日新高技電機（東莞）有限公司につき、合弁相手（残り8.07%出資）の破産に伴い、その出資分を全て買い取り、平成27年３月31日付けで当社100%出資の子会社にしました。

④　企業結合の成果

第157期での当社の連結子会社数は、上記１（５）「③企業結合の経過」内の清算を結了した日新電機米国会社を連結から外し前期より１社減少し、総計27社〔前記１（５）「②重要な子会社の状況」の13社及び同「③企業結合の経過」内の日新高技電機（東莞）有限公司を含む〕であります。また、当社の持分法適用会社はありません。

第157期の当社の連結売上高は107,090百万円であり、前期に比べ2,773百万円の減少（前期比2.5%減）となり、また、当社の連結当期純利益は5,242百万円であり、前期に比べ111百万円の減少（前期比2.1%減）となりました。

(6) 主要な事業内容（平成27年３月31日時点）

当社グループは、電気機械器具の製造、販売、据付・調整、保守・点検並びに電気機械器具による照射・コーティングのサービスを主な事業としており、その事業の種類別の主要な製品・サービス名は次のとおりであります。

事業の種類	事業の種類別の主要な製品・サービス名
電力機器事業	配電盤、変圧器、変成器、計器、継電器、遮断器、開閉器、ガス絶縁開閉装置、コンデンサ設備、フィルタ設備、リアクトルなど
ビーム・真空応用事業	半導体製造用イオン注入装置、ＦＰＤ製造用イオン注入装置、電子線照射装置、電子線照射サービス、薄膜コーティング装置、薄膜コーティングサービスなど
新エネルギー・環境事業	太陽光発電システム、パワーコンディショナ、スマートグリッド関連、瞬低・停電対策装置、無効電力補償装置、水処理用電気設備、監視制御システムなど
ライフサイクルエンジニアリング事業	各事業における工事・現地調整、保守・点検・消耗部材供給等のアフターサービスなど

(7) 当社グループの主要な営業所・工場（平成27年３月31日時点）

会社名	事業所	所在地
日新電機株式会社	本社工場	京都市右京区
	その他の営業所	東京支社（東京都千代田区）、関西支社（大阪市）、中部支社（名古屋市）、北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）
	その他の工場	前橋製作所（群馬県前橋市）、久世工場（京都市南区）、九条工場（京都市南区）
日新イオン機器株式会社	本社工場	京都市南区（当社久世工場内）
	滋賀工場	滋賀県甲賀市
株式会社ＮＨＶコーポレーション	本社工場	京都市右京区（当社本社工場内）
	前橋工場	群馬県前橋市（当社前橋製作所内）
	九州工場	佐賀県鳥栖市
日本アイ・ティ・エフ株式会社	本社工場	京都市南区（当社久世工場内）
	梅津工場	京都市右京区（当社本社工場内）
	前橋工場	群馬県前橋市（当社前橋製作所内）
株式会社日新システムズ	本社	京都市下京区
日新電機タイ株式会社	本社工場	タイ パトムタニ県
日亜電機股份有限公司	本社工場	台湾 桃園県
日新電機（無錫）有限公司	本社工場	中国 江蘇省無錫市
北京宏達日新電機有限公司	本社工場	中国 北京市
日新（無錫）機電有限公司	本社工場	中国 江蘇省無錫市
日新電機ベトナム有限会社	本社工場	ベトナム バックニン省
日新恒通電気有限公司	本社工場	中国 吉林省吉林市
日新意旺高科技（揚州）有限公司	本社工場	中国 江蘇省揚州市
日新馳威輻照技術（上海）有限公司	本社工場	中国 上海市

(8) 当社グループの従業員状況（平成27年３月31日時点）

事業の種類の名称	従　業　員　数
電力機器事業	2,870名
ビーム・真空応用事業	616名
新エネルギー・環境事業	430名
ライフサイクルエンジニアリング事業	517名
全社（共通）	412名
合　　計	4,845名

（注）１．上記の従業員は就業人員であり、その合計人数は前期末に比べ125名増加しています。
２．上記のうち、当社の従業員状況については従業員数1,801名（前期末比18名減）、平均年齢41.7歳、平均勤続年数19.0年であります。その他、当社から当社外への出向者が、当社グループへの出向者を含め235名おります。

(9) 当社グループの主要な借入先（平成27年３月31日時点）

借　入　先	借　入　額
住友電工管理（上海）有限公司	1,649 百万円
S.E.I. Thai Holding Co., Ltd.	1,091
株式会社三井住友銀行	705
株式会社みずほ銀行	175
三井住友信託銀行株式会社	138
株式会社三菱東京UFJ銀行	117
株式会社国際協力銀行	44

（注）１．上記の住友電工管理（上海）有限公司からの借入額は、住友電気工業株式会社グループの中国におけるキャッシュマネージメントシステム（CMS）の利用による借入分であります。また、S.E.I. Thai Holding Co., Ltd.からの借入額は、同グループのタイにおけるCMSの利用による借入分であります。
２．上記の銀行の借入額には、各行の海外現地法人からの借入額を含めています。

2．当社の株式に関する事項（平成27年３月31日時点）

(1) 発行可能株式総数

431,329,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式　107,832,445株

(3) 株主数

3,807名

(4) 大株主

会社法施行規則第122条に基づく「発行済株式の総数から当社の自己株式数を除いた分への持株比率が高い上位10名の株主」は次のとおりであります。

株　　主　　名	当社への持株状況	
	持 株 数	持株比率
住友電気工業株式会社	54,991 千株	51.45 %
関西電力株式会社	4,565	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,704	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口）	2,874	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,604	2.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	2,170	2.03
住友生命保険相互会社	1,653	1.55
三井住友信託銀行株式会社	1,196	1.12
CLEARSTREAM BANKING S.A.	1,100	1.03
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	1,089	1.02

（注） 上記の持株比率は、当社名義の自己株式（957千株）を発行済株式の総数から控除したうえ算出しています。

3．当社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	天野嘉一	公益社団法人京都工業会副会長 京都経営者協会副会長 一般社団法人内外情勢調査会京都支部長 サンコール株式会社取締役（社外取締役） 株式会社京都環境保全公社取締役（社外取締役）
代表取締役 社長	小畑英明	業務監査室所管
代表取締役 専務取締役 (専務執行役員)	石田和正	電力機器事業本部長 日新電機（無錫）有限公司董事長 日新恒通電気有限公司董事長
専務取締役	山林直之	研究開発本部所管
常務取締役 (常務執行役員)	緒方潔	研究開発本部長 日新高技電機（東莞）有限公司総経理
常務取締役 (常務執行役員)	延昌秀	人事部、人材開発部所管 お客様サービス事業本部長
常務取締役	石津友啓	総務部、法務室、知的財産部、調達部、生産技術部、社史編纂室、品質保証統括部所管
常務取締役 (常務執行役員)	橘高義彰	高電圧大電力試験所、前橋製作所所管 電力機器事業本部副本部長
常務取締役 (常務執行役員)	星康久	ビーム・真空応用事業本部長 株式会社ＮＨＶコーポレーション代表取締役社長 日新馳威輻照技術（上海）有限公司董事長 日新高技電機（東莞）有限公司董事長 日新高性能涂層（瀋陽）有限公司董事長
常務取締役 (常務執行役員)	植野正	経営企画部、経理部、情報システム部所管
常務取締役 (常務執行役員)	宮下通永	新エネルギー・環境事業本部長
取締役 (社外取締役)	百合野正博	同志社大学大学院商学研究科教授

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
監査役 （常勤）	中堀　知	
監査役 （常勤）	稲田道雄	
監査役 （社外監査役）	森田　衞	
監査役 （社外監査役）	木村壽秀	住友電気工業株式会社顧問 住友理工株式会社監査役（社外監査役）
監査役 （社外監査役）	田中　等	弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士 テイカ株式会社取締役（社外取締役） 株式会社日阪製作所監査役（社外監査役）

（注）１．当社の第156期定時株主総会（平成26年６月24日）で、新たに山林直之、宮下通永、百合野正博の３氏が取締役に選任され、それぞれ就任しました。また、同株主総会終結の時をもって、稲田道雄氏が辞任により取締役を退任しました。

２．当社の第156期定時株主総会（平成26年６月24日）で、新たに稲田道雄、田中等の２氏が監査役に選任され、それぞれ就任しました。また、同株主総会終結の時をもって、金馬房雄、百合野正博の２氏が辞任により監査役を退任しました。

３．取締役のうち、百合野正博氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づき、一般株主保護のため確保する独立役員であります。

４．監査役のうち、森田衞、木村壽秀、田中等の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。また、森田衞、田中等の２氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づき、一般株主保護のため確保する独立役員であります。

５．監査役のうち中堀知、森田衞、木村壽秀の３氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

①中堀知氏は、当社において長年にわたり経理部を所管する取締役及び経理部長を務めました。

②森田衞氏は、大蔵省（現　財務省）や国税庁などの中央官庁における要職を歴任しました。

③木村壽秀氏は、住友電気工業株式会社の取締役として長年にわたり同社の経営に携わりました。

6．第157期内で前記の「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に関し、次のとおり一部変更しています。

①天野嘉一氏は、平成26年６月24日付けで当社の代表取締役を退任しました。また、同氏は平成26年5月27日付けで京都経営者協会の常任理事より副会長になり、平成26年６月25日付けで新たにサンコール株式会社の社外取締役に就任しました。

②石田和正氏は、平成26年６月24日付けで代表取締役に就任し、専務取締役・専務執行役員に昇任しました。また、同氏は平成26年11月１日付けで、日新電機（無錫）有限公司と日新恒通電気有限公司の各董事長に就任しました。

③山林直之氏は、平成26年６月24日付けで専務取締役に就任すると共に、研究開発本部を所管しています。

④緒方潔氏につき、平成26年６月24日付けで海外事業推進部長、電力機器事業本部副本部長並びに日新恒通電気有限公司の董事長を解きました。また、同日付けで、日新高技電機（東莞）有限公司の董事長を退任し、同有限公司の総経理に就任しました。

⑤延昌秀氏は、平成26年６月24日付けで新たに人事部と人材開発部を所管しています。

⑥石津友啓氏につき、平成26年６月24日付けで、常務執行役員及び新エネルギー・環境事業本部長を解くと共に、同日付けで総務部、法務室、知的財産部、調達部、生産技術部、社史編纂室及び品質保証統括部を所管しています。

⑦橘高義彰氏につき、平成26年６月24日付けで、生産技術部の所管を解くと共に、日新恒通電気有限公司の董事長に就任しました。その後、平成26年11月1日付けで、日新電機(無錫)有限公司と日新恒通電気有限公司の各董事長を退任しました。

⑧星康久氏は、平成26年６月24日付けで、日新高技電機（東莞）有限公司の董事長に就任しました。

⑨植野正氏につき、平成26年６月24日付けで、調達部の所管及び経営企画部長を解きました。

⑩宮下通永氏は、平成26年６月24日付けで、常務取締役・常務執行役員に就任すると共に、新エネルギー・環境事業本部長に就任しました。

⑪木村壽秀氏が社外監査役を務める住友理工株式会社は、平成26年10月１日付けで、社名を東海ゴム工業株式会社より変更しました。

⑫田中等氏は、テイカ株式会社の社外監査役を務めていましたが、平成26年６月27日付けで辞任により退任し、同日付けで同社の社外取締役に就任しました。

7．第157期後、天野嘉一氏は、平成27年6月18日（予定）の京福電気鉄道株式会社の定時株主総会において、同社の取締役（社外取締役）に選任されることが承認可決された場合、その社外取締役に就任する予定であります。
8．前記の取締役である専務執行役員・常務執行役員以外の執行役員は、常務執行役員の永田幸一並びに執行役員の松本義明、天海秀樹、長井宣夫、明石直義、重田悦雄、立元正人、小林賢司、青木務の計９氏であります。

（2）当社の役員（取締役及び監査役）の第157期に係る報酬等の額

区　　　分	支払対象人数	支　払　総　額
取　締　役	13名	468百万円
監　査　役	７名	60百万円
合　　　計	20名	528百万円

（注）1．上記の対象者は、会社法施行規則第121条に基づき、第157期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）の間に在任していた当社の取締役又は監査役の全員であり、第156期定時株主総会（平成26年６月24日）終結時に退任した取締役１名と監査役２名を含んでいます。
2．上記のうち、社外役員５名（社外取締役１名、社外監査役４名）の報酬等は14百万円であります。なお、社外監査役１名が平成26年６月24日付けで、社外監査役を退任し社外取締役に就任しました。
3．社外役員１名が上記以外に当社親会社の子会社から役員として受領した平成26年４月１日から平成27年３月31日までの期間に係る報酬等は10百万円であります。

(3) 当社の社外役員に関する事項

① 社外取締役・社外監査役の第157期での主な活動状況

区　分	氏　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	百合野　正　博	第157期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）において、社外監査役を退任した平成26年６月24日より前の当社の取締役会２回・監査役会２回に社外監査役として、すべて出席しており、また、当社の社外取締役に就任した平成26年６月24日以降の当社の取締役会10回に社外取締役として、すべて出席しています。取締役会等において、大学・大学院の商学関係の教授としての経験・知識に基づき、主に経営全般につき監査・会計に係る専門性の観点から発言しています。
社外監査役	森　田　　衞	第157期における当社の取締役会12回の内11回、監査役会14回の内13回に出席しており、企業経営者としての経験・知識や中央官庁の要職の歴任に基づき、主に経営全般の健全性・合理性の観点から発言しています。
	木　村　壽　秀	第157期における当社の取締役会12回・監査役会14回に、すべて出席しており、企業経営者としての経験・知識に基づき、主に経営全般の健全性・効率性の観点から発言しています。
	田　中　　等	第157期において、当社の社外監査役に就任した平成26年６月24日以降の取締役会10回・監査役会12回に、すべて出席しており、弁護士としての経験・知識に基づき、主に経営全般につき法令に係る専門性の観点から発言しています。

② 社外取締役・社外監査役の重要な兼職の状況等

区　　分	氏　　名	重要な兼職先・内容	当該兼職先との関係
社外取締役	百合野　正　博	同志社大学大学院 商学研究科教授	当社と同志社大学との主な取引として、当社は同志社大学に研究を委託する契約を締結していますが、その対価（取引額）は僅少であります。
社外監査役	木　村　壽　秀	住友電気工業株式会社 顧問 住友理工株式会社 監査役（社外監査役）	当社と住友電気工業株式会社との主な取引として、当社は同社に受変電設備を販売し、同社は当社に電力用ケーブルを販売していますが、いずれも取引額は僅少であります。 また、当社と住友理工株式会社との主な取引として、当社は同社に受変電設備を販売していますが、その取引額は僅少であります。
	田　中　　等	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 テイカ株式会社取締役(社外取締役) 株式会社日阪製作所監査役（社外監査役）	当社は田中等氏が弁護士として所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で顧問契約並びにヘルプラインデスク(内部通報システム)の社外ライン窓口業務の委託契約を締結していますが、それらの対価は僅少であり、また、同氏は当社を担当する弁護士ではありません。

（注） 社外監査役の森田衛氏の兼職はありません。

③ 当社又は当社の特定関係事業者との関係

当社の社外取締役である百合野正博氏の２親等に当たる親族１名が、会社法施行規則第２条第３項第19号の特定関係事業者に当たる「当社親会社の子会社」の監査役を務めています。

また、当社の社外監査役である木村壽秀氏の３親等に当たる親族１名が、当該特定関係事業者に当たる当社親会社に同社従業員として勤務しています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役の百合野正博並びに社外監査役の森田衛、木村壽秀、田中等の計４氏と、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

4．会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任　あずさ監査法人

(2) 当社の会計監査人の第157期に係る報酬等の金額

① 第157期に係る会計監査人としての報酬等　71百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　88百万円

（注）1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の金額を、それぞれ明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、上記①の金額として、これらの合計額を記載しています。

2．当社は会計監査人に対し、公認会計士法第２条第１項の監査業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）導入に関するアドバイザリー業務」及び「生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務」につき対価を支払っており、上記②の合計額に含めています。

3．前記の10頁～11頁内の「②重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社13社のうち、日新電機タイ株式会社、日亜電機股份有限公司、日新電機（無錫）有限公司、北京宏達日新電機有限公司、日新（無錫）機電有限公司、日新電機ベトナム有限会社、日新恒通電気有限公司、日新意旺高科技（揚州）有限公司及び日新馳威輻照技術（上海）有限公司の9社は、当社の会計監査人「有限責任　あずさ監査法人」以外の公認会計士・監査法人（外国で本資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類やそれに相当する書類等の監査を受けています。但し、当該子会社9社の監査は、会社法（これに相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限定されています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では監査役会の決議に基づき、会社法第340条に基づく監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断される場合には会社法第344条により監査役会にて決議したうえ、会計監査人の解任又は不再任につき株主総会の目的事項とする方針であります。

５．当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制に関し、平成18年５月12日開催の取締役会の決議に基づき制定した後、平成20年２月22日、平成23年６月23日、平成26年５月９日、平成26年８月28日及び平成27年４月22日に開催した取締役会の決議に基づき、その内容を一部追加・変更しており、現在、次のとおりであります。

会社法第362条第４項第６号、並びに会社法施行規則第100条の第１項及び第３項に規定された「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システムの構築に関する基本方針）の整備に関し、後記のとおりとする。
なお、今後とも内部統制システムの維持・向上に努めるものとし、その構築に関する基本方針を見直す場合には、取締役会の決議を取得する。

記

(1) 企業集団（当社グループ）の取締役・使用人（従業員）の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「日新電機グループ企業行動憲章」、「日新電機グループ企業行動指針」、「コンプライアンス規程」を定め、「同規程」に基づき設置しているコンプライアンス委員会は、当社グループでの法令や企業倫理の遵守を徹底するための施策を推進する。具体的には、同委員会の策定する方針のもと、上記の憲章・指針・規程や法令遵守マニュアル等の見直し、研修会の実施などを行う。
また、当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」（ＡＣＭ）を設置し、グループ全体においてコンプライアンスを一層きめ細かく深く浸透・徹底させると共に、上記の憲章・指針などの各グループ会社への適用を徹底したうえ、法令・企業行動指針等の遵守状況、企業倫理の推進状況、及び万一の法令・企業倫理違反の疑義ある行為などに係る情報の収集に努め、その情報を遅滞なく集約し、必要な対策を速やかに講じる体制とする。
併せて、当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を外部の弁護士による窓口分も含めて運営し、寄せられた情報につき、適切に調査したうえ必要な対策を速やかに講じる体制とする。

さらに、社内の各部門やグループ会社においては、国内外の規制法令等を踏まえ、法令や企業倫理の違反が起こらないよう適正な対策を講じることとする。
加えて、コンプライアンス委員会、法務担当部門、内部監査部門及びＡＣＭは、監査役と連携のうえ、そのモニタリングを行い、問題点があれば是正する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録を始め決裁書などの文書・情報に関しては、「文書管理規程」及び「企業情報管理規程」に基づき、所定の保存年限・管理方法をもって、確実・適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書・情報を閲覧できる体制とする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制とする。
その付議・報告の対象事項については、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に定めて運用するものとする。
また、当社取締役は、定期的にグループ会社との懇談会を開催し、業務執行の概況などの報告を受ける体制とする。

(4) 企業集団（当社グループ）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループの損失の原因となり得るリスクの管理を徹底し、損失の発生を未然に防止する体制を推進すると共に、万一損失に繋がる緊急事態が発生した際に迅速・適切に対応すべく、「リスク管理に関する規程」に基づき、次の体制を構築し運用しており、必要に応じ強化・拡充する。

①ビジネスリスクを含む当社グループ全体のリスクの管理及び対策を推進すべく、リスク管理委員会（リスク管理方針や対策の基本方針などを決定）を設置し、その下でビジネスリスクに関係する重要事項については常務会において対策等を審議、それ以外のリスクについては「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う。また、「リスク管理実務委員会」は、リスク管理委員会の方針のもと、当社グループ全体のリスクの整備、対策の策定、「リスク・緊急事態ごとの対応マニュアル」の整備、「緊急対策本部」の立ち

上げ、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などを行うと共に、グループ社員への教育・訓練などを推進し、内部監査部門と共に、監査役と連携したうえ、グループでのリスク管理状況などをモニタリングし、問題点があれば是正する。

②各部門長及び各グループ会社社長は、「部門リスク管理責任者」として各部門・グループ会社内でのリスク管理及び対策を推進する。また、当社グループが抱えるリスクをグループ横断的に管理する部門としてリスク毎に「リスク別主管部門」を定め、グループ横断的なリスク管理及び対策を推進する。

(5) 企業集団（当社グループ）の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに主要な国内子会社においては、取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、業務執行を行う執行役員を置く「執行役員制度」を採用する。また、取締役、執行役員などの職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、取締役の業務分担、執行役員の業務執行範囲、職務権限規程、決裁権限規程などを整備し、適切に運用する。「執行役員制度」を採用しないグループ会社でも取締役が職務権限規程・決裁権限規程などを整備して適切に運用すると共に、当社がグループ会社の規程内容等を確認する体制とする。

また、各グループ会社においては、その取締役が取締役会等を適宜開催し重要な経営事項につき十分審議して業務執行を行い、一方、当社は審議内容等を確認できる体制とする。当社においては、重要な経営事項に関し、常務取締役以上及び常務執行役員以上で構成される常務会で事前に十分審議したうえ、毎月１回開催する取締役会に諮ると共に、グループ会社に関する重要事項についても付議・報告する。

さらに、業務全般において、情報セキュリティ面の一層の施策強化を図りながらＩＴ化を推進し、職務執行の効率化を進める。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき使用人（従業員）に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を専任で置き、当該使用人の任命、人事異動、人事評価及び懲戒処分に際しては事前に監査役会の意見を求め、その意見を最大限に尊重する。また、その使用人による監査役補助業務の遂行については監

査役のみが指揮命令権を有し、取締役の指揮命令は受けないものとして独立性を堅持し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(7) 取締役・使用人（従業員)、子会社の取締役・監査役・使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要な会議に出席して報告内容を確認し、関連資料を随時閲覧できる体制とする。

また、監査役・監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や懇談会を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認する。

当社グループにおける突発の法令違反行為などの当社の業務・業績に影響を与える重要な事項については、当社の取締役・使用人が適宜遅滞なく監査役に報告することを義務づけると共に、子会社に起因する場合は、その所管役員・所管部門長や当該子会社の取締役・使用人が当社監査役に報告するものとし、当社グループに本報告体制を周知・徹底する。

また、監査役は各部門・子会社への監査を適宜実施し各種情報収集を行うほか、子会社の監査役と定期的に会議を行い情報の共有化を図ることに努める。

さらに、内部監査部門は業務監査結果や財務報告に係る内部統制システムの運用状況などを、また、法務担当部門はコンプライアンスを含む会社法上の内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用概況などを、それぞれ子会社に関する内容も含め当社監査役に毎月報告する。

(8) 前記（7）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前記（1）・(7)の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に規定し、適切に運用すると共に、取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨も「同規程」に規定し、報告者が不利に取り扱われないことを確保する。

(9) 当社監査役の職務の執行について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に必要な費用につき半期ごとに予め予算を設けると共に、監査役から会社法に基づく費用の前払い・償還等を請求された際は、当社は職務執行に必要な範囲で速やかに支払い等を行う。また、監査役が必要に応じ外部の専門家に相談・確認する場合は、その費用を職務執行に必要な範囲で当社が負担する。

以　　上

（注）　本事業報告に記載している数値に関し、金額（「1株当たり当期純利益」を除く）並びに株式数については表示桁未満の端数を切り捨て、その他（「1株当たり当期純利益」を含む）については表示桁未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**125,925**	**(負債の部)**	**45,930**
流動資産	**91,043**	**流動負債**	**39,620**
現金及び預金	10,445	支払手形及び買掛金	19,419
受取手形及び売掛金	50,736	短期借入金	3,892
たな卸資産	22,889	未払費用	6,784
繰延税金資産	3,233	未払法人税等	544
その他	4,082	その他	8,979
貸倒引当金	△343	**固定負債**	**6,309**
		退職給付に係る負債	2,175
固定資産	**34,881**	環境対策引当金	2,273
有形固定資産	**24,786**	その他	1,860
建物及び構築物	11,747	**(純資産の部)**	**79,995**
機械装置及び運搬具	7,229	**株主資本**	**71,265**
工具、器具及び備品	1,297	資本金	10,252
土地	4,164	資本剰余金	6,679
建設仮勘定	346	利益剰余金	54,634
		自己株式	△301
無形固定資産	**1,428**	**その他の包括利益累計額**	**5,596**
		その他有価証券評価差額金	2,926
投資その他の資産	**8,666**	繰延ヘッジ損益	5
投資有価証券	6,847	為替換算調整勘定	4,883
その他	2,060	退職給付に係る調整累計額	△2,218
貸倒引当金	△242	**少数株主持分**	**3,133**
資産合計	**125,925**	**負債・純資産合計**	**125,925**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		107,090
売上原価		76,379
売上総利益		30,710
販売費及び一般管理費		21,681
営業利益		**9,029**
営業外収益		
受取利息及び配当金	183	
為替差益	132	
その他	280	595
営業外費用		
支払利息	150	
貸倒引当金繰入額	45	
その他	126	323
経常利益		**9,301**
特別損失		
減損損失	222	
関係会社整理損	326	
事業整理損	108	657
税金等調整前当期純利益		**8,644**
法人税、住民税及び事業税	2,652	
法人税等調整額	851	3,504
少数株主損益調整前当期純利益		**5,139**
少数株主損失		102
当期純利益		**5,242**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	10,252	6,679	48,930	△298	65,563	1,751	△10
会計方針の変更による累積的影響額			1,744		1,744		
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,252	6,679	50,674	△298	67,307	1,751	△10
当期中の変動額							
剰余金の配当			△1,282		△1,282		
当期純利益			5,242		5,242		
自己株式の取得				△2	△2		
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					－	1,175	16
当期中の変動額合計	－	－	3,959	△2	3,957	1,175	16
当期末残高	10,252	6,679	54,634	△301	71,265	2,926	5

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,095	△3,960	△125	3,322	68,760
会計方針の変更による累積的影響額			－		1,744
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,095	△3,960	△125	3,322	70,505
当期中の変動額					
剰余金の配当			－		△1,282
当期純利益			－		5,242
自己株式の取得			－		△2
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	2,787	1,741	5,721	△189	5,532
当期中の変動額合計	2,787	1,741	5,721	△189	9,489
当期末残高	4,883	△2,218	5,596	3,133	79,995

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　　　　　　27社

主要な連結子会社名

日新イオン機器株式会社
株式会社ＮＨＶコーポレーション
日本アイ・ティ・エフ株式会社
株式会社日新システムズ
日新電機タイ株式会社
日亜電機股份有限公司
日新電機（無錫）有限公司
北京宏達日新電機有限公司
日新（無錫）機電有限公司
日新電機ベトナム有限会社
日新恒通電気有限公司
日新意旺高科技（揚州）有限公司
日新馳威輻照技術（上海）有限公司

　連結子会社であった日新電機米国会社は、当連結会計年度において清算を結了したため連結の範囲から除外しております。

　非連結子会社〔テクノパワー株式会社・奥蘭特（無錫）電抗器有限公司〕については、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はありません。

　持分法を適用していない関連会社（株式会社オーランドなど計３社）及び非連結子会社の合計の純損益及び利益剰余金等は、いずれも少額であり連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

(3) 会計処理基準に関する事項

1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ｉ．満期保有目的の債券………償却原価法（定額法）

ⅱ．その他有価証券

・時価のあるもの…………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの…………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ｉ．商品及び製品・仕掛品………………主として個別法

ⅱ．原材料及び貯蔵品……………………主として総平均法

2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、在外連結子会社は定額法を採用しております。

3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び一部の連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 環境対策引当金

当社は、保管するＰＣＢ廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が2,708百万円減少し、利益剰余金が1,744百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ119百万円減少しております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社及び国内連結子会社は、請負工事に係る収益の計上基準に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④ 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度を適用しております。

⑥ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

　前連結会計年度において流動資産に区分掲記していた「有価証券」(当連結会計年度８百万円)は、金額の重要性がなくなったため「その他」に含めております。

　前連結会計年度において固定負債に区分掲記していた「長期借入金」(当連結会計年度29百万円)は、金額の重要性がなくなったため「その他」に含めております。

(連結損益計算書)

　前連結会計年度において営業外収益に区分掲記していた「補助金収入」(当連結会計年度９百万円)は、金額の重要性がなくなったため「その他」に含めております。

(5) 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

　「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、平成27年４月１日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.5％から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0%、平成28年４月１日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

　その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が289百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が305百万円、その他有価証券評価差額金額が127百万円、退職給付に係る調整累計額が108百万円それぞれ増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　51,775百万円

(2) 保証債務

出資先の取引金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

債務保証　17百万円

(3) 受取手形割引高　31百万円

受取手形裏書譲渡高　105百万円

3．連結損益計算書に関する注記

(1) 関係会社整理損

関係会社の事業継続を断念し清算手続きに入ることに伴い発生した損失です。

(2) 事業整理損

関係会社の事業再編に係る損失です。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式	107,832,445株

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

平成26年６月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	641百万円
１株当たりの配当額	６円00銭
基準日	平成26年３月31日
効力発生日	平成26年６月25日

平成26年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	641百万円
１株当たりの配当額	６円00銭
基準日	平成26年９月30日
効力発生日	平成26年12月８日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	748百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たりの配当額	７円00銭
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月24日

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業運営に必要な設備資金や運転資金等をキャッシュ・フロー計画に基づき、銀行借入や、住友電気工業株式会社グループのキャッシュマネージメントシステム（CMS）により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。また、外貨建営業債権の為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引先企業との長期的な取引関係の維持強化等のために保有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握し、継続保有の必要性を見直しております。

借入金は、主に設備投資や運転資金に必要な資金の調達を目的としたものです。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	10,445	10,445	—
②受取手形及び売掛金	50,736	50,736	—
③有価証券及び投資有価証券	6,609	6,609	—
資産計	67,790	67,790	—
①支払手形及び買掛金	19,419	19,419	—
②短期借入金	3,892	3,892	—
負債計	23,311	23,311	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

①現金及び預金・②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

有価証券はMMFであり短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

①支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は１年以内で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

短期借入金は１年以内に弁済期限が到来するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額247百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　719円17銭

（2）１株当たり当期純利益　49円05銭

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**86,849**	**(負債の部)**	**29,595**
流動資産	**52,136**	**流動負債**	**22,862**
現金及び預金	5,435	支払手形	975
受取手形	1,914	買掛金	10,721
電子記録債権	1,165	未払費用	3,721
売掛金	27,795	未払法人税等	214
製品	1,382	預り金	1,941
仕掛品	6,827	その他	5,288
原材料及び貯蔵品	1,687	**固定負債**	**6,733**
繰延税金資産	1,535	退職給付引当金	2,197
その他	4,462	関係会社整理損失引当金	1,035
貸倒引当金	△69	環境対策引当金	2,273
固定資産	**34,713**	繰延税金負債	886
有形固定資産	**12,947**	その他	340
建物	5,526	**(純資産の部)**	**57,254**
構築物	210	**株主資本**	**54,331**
機械及び装置	2,343	**資本金**	**10,252**
車両運搬具	64	**資本剰余金**	**6,679**
工具、器具及び備品	689	資本準備金	6,633
土地	3,848	その他資本剰余金	45
建設仮勘定	264	**利益剰余金**	**37,700**
無形固定資産	**394**	利益準備金	2,075
ソフトウェア	326	その他利益剰余金	35,624
その他	68	特別償却準備金	23
投資その他の資産	**21,372**	固定資産圧縮積立金	539
投資有価証券	6,821	別途積立金	13,056
関係会社株式・出資金	9,805	繰越利益剰余金	22,004
前払年金費用	3,690	**自己株式**	**△301**
その他	1,901	**評価・換算差額等**	**2,922**
貸倒引当金	△847	その他有価証券評価差額金	2,925
		繰延ヘッジ損益	△2
資産合計	**86,849**	**負債・純資産合計**	**86,849**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		66,809
売上原価		50,236
売上総利益		16,572
販売費及び一般管理費		11,624
営業利益		**4,948**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,388	
設備賃貸料	256	
その他	484	3,130
営業外費用		
支払利息	5	
貸倒引当金繰入額	45	
設備賃貸費用	113	
その他	50	214
経常利益		**7,864**
特別損失		
関係会社整理損	523	
貸倒引当金繰入額	236	759
税引前当期純利益		**7,104**
法人税、住民税及び事業税	1,869	
法人税等調整額	36	1,906
当期純利益		**5,198**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
		資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,252	6,633	45	6,679	2,075	30	515	13,056	16,597	32,275
会計方針の変更による累積的影響額				−					1,508	1,508
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,252	6,633	45	6,679	2,075	30	515	13,056	18,106	33,784
当期中の変動額										
剰余金の配当				−					△1,282	△1,282
当期純利益				−					5,198	5,198
税率変更に伴う特別償却準備金の増加				−		1			△1	−
特別償却準備金の取崩				−		△8			8	−
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				−			26		△26	−
固定資産圧縮積立金の取崩				−			△1		1	−
自己株式の取得				−						−
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				−						−
当期中の変動額合計	−	−	−	−	−	△6	24	−	3,898	3,915
当期末残高	10,252	6,633	45	6,679	2,075	23	539	13,056	22,004	37,700

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△298	48,908	1,750	△11	1,739	50,648
会計方針の変更による累積的影響額		1,508			−	1,508
会計方針の変更を反映した当期首残高	△298	50,417	1,750	△11	1,739	52,157
当期中の変動額						
剰余金の配当		△1,282			−	△1,282
当期純利益		5,198			−	5,198
税率変更に伴う特別償却準備金の増加		−			−	−
特別償却準備金の取崩		−			−	−
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		−			−	−
固定資産圧縮積立金の取崩		−			−	−
自己株式の取得	△2	△2			−	△2
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）		−	1,174	8	1,183	1,183
当期中の変動額合計	△2	3,913	1,174	8	1,183	5,096
当期末残高	△301	54,331	2,925	△2	2,922	57,254

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

ⅰ．満期保有目的の債券………………償却原価法（定額法）

ⅱ．関係会社株式及び出資金…………移動平均法による原価法

ⅲ．その他有価証券

・時価のあるもの…………………決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの…………………移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ⅰ．製品・仕掛品………………………個別法

ⅱ．原材料及び貯蔵品…………………主として総平均法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（3）引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が1,273百万円増加、退職給付引当金が1,067百万円減少し、繰越利益剰余金が1,508百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ121百万円減少しております。

③　関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

なお、前事業年度に計上していた事業整理損失引当金を合わせた金額を計上しております。

④　環境対策引当金

保管するＰＣＢ廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

(4) 収益の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

③ 連結納税制度を適用しております。

④ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」(前事業年度494百万円)は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」(前事業年度６百万円)は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

(7) 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、平成27年４月１日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.5％から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0％、平成28年４月１日以降のものについては32.2％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が35百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が162百万円、その他有価証券評価差額金額が127百万円それぞれ増加しております。

2．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　34,803百万円

（2）関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権	6,642百万円
金銭債務	3,308百万円

（3）保証債務

関係会社及び出資先の取引金融機関等からの借入に対し、債務保証等を行っております。

債務保証	5,692百万円
保証予約	1,091百万円
経営指導念書	1,644百万円

3．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

売上高	2,821百万円
仕入高	4,349百万円
営業取引以外の取引高	4,065百万円

（2）関係会社整理損

関係会社の事業継続を断念し清算手続きに入ることに伴い、関係会社整理損失引当金繰入額518百万円等を計上しております。

（3）貸倒引当金繰入額

業績不振の関係会社への長期貸付金に対する貸倒引当金繰入額236百万円を特別損失に計上しております。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	957,386株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式・出資金評価損	1,098百万円
退職給付信託	748百万円
環境対策引当金	732百万円
退職給付引当金	704百万円
未払賞与	683百万円
たな卸資産評価損	399百万円
関係会社整理損失引当金	333百万円
減価償却費	328百万円
貸倒引当金	294百万円
有価証券評価損	200百万円
研究開発費	200百万円
その他	910百万円
繰延税金資産小計	6,633百万円
評価性引当額	△3,288百万円
繰延税金資産合計	3,344百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,228百万円
前払年金費用	1,197百万円
固定資産圧縮積立金	256百万円
その他	13百万円
繰延税金負債合計	2,695百万円
繰延税金資産の純額	648百万円

6．関連当事者に関する注記

関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

<table>
<tr><th>属性</th><th>会社等の名称</th><th>議決権の所有割合</th><th>関連当事者との関係</th><th>取引の内容</th><th>取引金額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">子会社</td><td rowspan="2">日新電機（無錫）有限公司</td><td rowspan="2">直接 90.0％</td><td rowspan="2">債務保証等、部品等の購入・販売</td><td>債務保証</td><td>2,853</td></tr>
<tr><td>経営指導念書</td><td>856</td></tr>
<tr><td rowspan="3">日新電機タイ株式会社</td><td rowspan="3">直接 99.6％</td><td rowspan="3">債務保証等、部品等の購入・販売</td><td>債務保証</td><td>480</td></tr>
<tr><td>保証予約</td><td>1,091</td></tr>
<tr><td>経営指導念書</td><td>227</td></tr>
<tr><td>日新恒通電気有限公司</td><td>直接 52.1％</td><td>債務保証</td><td>債務保証</td><td>980</td></tr>
</table>

（注）金融機関等からの借入に対し、債務保証、保証予約及び経営指導念書の差入を行っております。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　535円71銭

（2）１株当たり当期純利益　48円64銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

日新電機株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 橋本克己 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田徹雄 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日新電機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

日 新 電 機 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　橋 本 克 己 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　山 田 徹 雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日新電機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

日新電機株式会社　監査役会

監査役（常勤）　中　堀　　知　㊞
監査役（常勤）　稲　田　道　雄　㊞
監査役（社外監査役）　森　田　　衛　㊞
監査役（社外監査役）　木　村　壽　秀　㊞
監査役（社外監査役）　田　中　　等　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分に関しましては、第157期末の剰余金の処分につき、前記の９頁（「事業報告」内）中に記載の企業集団（連結）の経常利益9,301百万円や当期純利益5,242百万円、当社の経常利益7,864百万円や当期純利益5,198百万円などの業績結果を踏まえ、安定した配当の維持を基本に、今後の経営環境・業績見通しや配当性向・内部留保水準などを総合的に勘案した結果、以下のとおり、期末配当として１株当たり７円（前期に比べ１円増配）とさせていただきたく存じます。

これにより、中間配当金（１株当たり６円）を含めました第157期の配当金の総額は、１株当たり年13円（前期に比べ１円増配）となります。

(1) 配当財産の種類

金　銭

(2) 株主各位への第157期末での配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり金７円
（普通配当）

その総額　748,125,413円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月24日（水曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

責任限定契約を締結できる役員が社外取締役・社外監査役に限定されていましたが、平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）に基づき、定款の定めにより取締役（業務執行取締役等であるものを除く）・全監査役と責任限定契約を締結できるよう対象が広がったことに伴い、今後将来の最適なコーポレートガバナンス体制の構築を目指した整備に向け、採用・導入可能な方策の選択肢を広げておき、機動的かつ柔軟な対応を可能としておくため、当社定款の第27条（社外取締役との責任限定契約）と第33条（社外監査役との責任限定契約）を変更するものであります。

なお、定款第27条（社外取締役との責任限定契約）の変更につきましては、事前に当社の監査役全員（５名）の各同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分が変更箇所）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第19条～第26条 (条文省略)	第19条～第26条 （現行どおり）
第27条（<u>社外取締役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第１項に基づき、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。	第27条（<u>取締役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第１項に基づき、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第28条～第32条 （条文省略）	第28条～第32条 （現行どおり）
第33条（<u>社外監査役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第１項に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。	第33条（<u>監査役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第１項に基づき、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役９名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現在の取締役全員（12名）の当社取締役としての任期が満了いたします。

つきましては、当社のコーポレートガバナンス体制の充実と経営体制の一層の効率化を図るべく、取締役数を３名減少し、取締役９名（社外取締役１名を含む）の選任をお願いするものであります。

その当社取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、候補者番号の１から９までの全候補者９氏は現在、いずれも当社の取締役を務めております（候補者番号９は社外取締役候補者）。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	あまの よしかず 天野 嘉一 (昭和20年７月22日生)	昭和43年４月　住友電気工業株式会社入社 平成11年６月　同社取締役、通信事業部長 平成14年５月　同社取締役、住友電工光繊光纜（深圳）有限公司総経理 平成16年６月　同社常務取締役、情報通信事業本部長、同有限公司董事長 平成17年６月　当社代表取締役専務取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長 平成23年６月　当社代表取締役取締役会長 平成26年６月　当社取締役会長 現在に至る 【重要な兼職の状況】 公益社団法人京都工業会副会長 （平成21年５月より現在まで在任）、 京都経営者協会副会長 （平成26年５月より現在まで在任）、 一般社団法人内外情勢調査会京都支部長 （平成25年１月より現在まで在任）、 サンコール株式会社取締役〔社外取締役〕 （平成26年6月より現在まで在任）、 株式会社京都環境保全公社取締役〔社外取締役〕 （平成21年12月より現在まで取締役に在任） （注）天野嘉一氏は、上記のほか、平成27年6月18日（予定）の京福電気鉄道株式会社の定時株主総会において、同社の取締役（社外取締役）に選任されることが承認可決された場合、その社外取締役に就任する予定であります。	株 70,000

候補者番　号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	小畑　英明(おばた　ひであき) (昭和26年2月18日生)	昭和48年4月　住友電気工業株式会社入社 平成9年6月　同社総務部長 平成15年3月　同社人事部長 平成16年1月　同社人事総務部長 平成16年6月　同社執行役員、同上 平成18年6月　同社常務執行役員、人事総務部長 平成20年6月　同社常務取締役、生産技術本部副本部長、人事総務部長 平成20年12月　同社常務取締役、生産技術本部副本部長 平成21年6月　当社専務取締役 平成22年6月　当社代表取締役専務取締役 平成23年6月　当社代表取締役社長 現在に至る	株 66,000

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	石田 和正(いしだ かずまさ) (昭和26年8月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年2月 当社東京支社電力営業部長 平成15年4月 当社中国支店長 平成18年2月 当社産業・電力システム事業本部電力営業部長 平成18年6月 当社執行役員、同本部電力営業部長 平成20年4月 当社執行役員、同本部産業営業部長 平成20年6月 当社常務取締役、常務執行役員、東京支社長、産業・電力システム事業本部副本部長 平成22年6月 当社常務取締役、常務執行役員、産業・電力システム事業本部副本部長 平成23年6月 当社常務取締役、常務執行役員、電力機器事業本部副本部長 平成25年6月 当社常務取締役、常務執行役員、電力機器事業本部長 平成26年6月 当社代表取締役専務取締役、専務執行役員、電力機器事業本部長 平成26年11月 当社代表取締役専務取締役、専務執行役員、電力機器事業本部長、日新電機（無錫）有限公司董事長、日新恒通電気有限公司董事長 現在に至る 【重要な兼職の状況】 日新電機（無錫）有限公司董事長 （平成26年11月より現在まで在任）、 日新恒通電気有限公司董事長 （平成26年11月より現在まで在任）	株 27,000

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	やまばやし なおゆき 山林 直之 (昭和28年9月9日生)	昭和57年4月 住友電気工業株式会社入社 平成19年6月 同社エレクトロニクス・材料研究所長 平成20年4月 同社材料技術研究開発本部支配人、同上、半導体技術研究所長 平成20年10月 同社プリント回路事業部長、住友電工プリントサーキット株式会社代表取締役社長 平成21年6月 同社執行役員、同上 平成22年6月 同社常務執行役員、エレクトロニクス事業本部副本部長、同上 平成23年6月 同社常務執行役員、エレクトロニクス事業本部長、住友電工（蘇州）電子線製品有限公司董事長 平成24年6月 同社常務取締役、同上 平成25年4月 同社常務取締役、エレクトロニクス事業本部長 平成26年6月 当社専務取締役 現在に至る	株 20,000
5	のぶ まさひで 延 昌秀 (昭和28年2月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年6月 当社受変電・制御システム事業部公共システムグループ技術部長 平成14年6月 当社システム・ソリューション事業本部社会環境営業部京都営業部長 平成18年4月 当社環境事業本部プラント事業部副事業部長 平成19年2月 当社お客様サービスセンター長 平成20年6月 当社執行役員、同上 平成22年4月 当社執行役員、お客様サービス事業本部長 平成23年6月 当社常務取締役、常務執行役員、お客様サービス事業本部長 現在に至る	株 18,000

候補者番　号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	ほし　　やすひさ 星　　康 久 (昭和28年３月20日生)	昭和54年４月　当社入社 平成11年６月　NHVアメリカ社社長 平成14年10月　当社開発営業部長、同上 平成15年５月　当社開発営業部長、株式会社NHVコーポレーション取締役 平成20年６月　同社常務取締役、日新馳威高能電機（上海）有限公司董事・総経理 平成21年４月　当社理事、同上 平成21年６月　当社執行役員、株式会社NHVコーポレーション代表取締役社長 平成23年６月　同上、日新馳威輻照技術（上海）有限公司董事長 平成25年６月　当社常務取締役、常務執行役員、ビーム・真空応用事業本部長、同社代表取締役社長、同有限公司董事長、日新高性能涂層（瀋陽）有限公司董事長 平成26年６月　当社常務取締役、常務執行役員、ビーム・真空応用事業本部長、株式会社NHVコーポレーション代表取締役社長、日新馳威輻照技術（上海）有限公司董事長、日新高技電機（東莞）有限公司董事長、日新高性能涂層（瀋陽）有限公司董事長 現在に至る 【重要な兼職の状況】 株式会社NHVコーポレーション代表取締役社長 （平成21年６月より現在まで在任）、 日新馳威輻照技術（上海）有限公司董事長 （平成23年６月より現在まで在任）、 日新高技電機（東莞）有限公司董事長 （平成26年６月より現在まで在任）、 日新高性能涂層（瀋陽）有限公司董事長 （平成25年６月より現在まで在任）	株 15,000

候補者 番　号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	植野（うえの）　正（ただし） (昭和31年９月14日生)	昭和55年４月　住友電気工業株式会社入社 平成16年１月　同社経理部主幹 平成18年１月　同社経理部伊丹グループ長 平成19年７月　同社経理部グローバル経理推進室長 平成20年６月　当社理事、経理部長 平成23年６月　当社執行役員、経営企画部長 平成25年６月　当社常務取締役、常務執行役員、経営企画部長 平成26年６月　当社常務取締役、常務執行役員 現在に至る	株 13,000
8	宮下（みやした）　通永（みちなが） (昭和29年５月24日生)	昭和53年４月　住友電気工業株式会社入社 平成11年７月　同社東京総務部長 平成14年６月　同社総務部長 平成16年１月　同社伊丹製作所長 平成19年６月　当社理事、総務人事部長 平成22年６月　当社執行役員、総務人事部長 平成24年１月　当社執行役員、電力機器事業本部変圧器事業部副事業部長 平成24年６月　当社執行役員、電力機器事業本部変圧器事業部長 平成26年６月　当社常務取締役、常務執行役員、新エネルギー・環境事業本部長 現在に至る	株 16,000

候補者 番　号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
9	百合野（ゆりの） 正博（まさひろ） (昭和24年6月20日生)	昭和60年４月　同志社大学商学部助教授 平成12年４月　同志社大学商学部教授 平成15年４月　同志社大学大学院商学研究科教授 平成24年４月　同教授、同志社大学人文科学研究所所長 平成24年６月　当社監査役（社外監査役）、同上 平成25年４月　当社監査役（社外監査役）、同教授 平成26年６月　当社取締役（社外取締役）、同志社大学大学院商学研究科教授 現在に至る 【重要な兼職の状況】 同志社大学大学院商学研究科教授	株 0

(注) １．候補者番号１の天野嘉一氏は、公益社団法人京都工業会と京都経営者協会の副会長、一般社団法人内外情勢調査会の京都支部長、サンコール株式会社の社外取締役を務めていますが、当該４法人・当社間に取引等の特別の利害関係はありません。また、同氏は株式会社京都環境保全公社の社外取締役を務めており、当社は同社に産業廃棄物の処理を委託していますが、その取引額（委託料）は僅少であります。
さらに、天野嘉一氏は、平成27年６月18日（予定）の京福電気鉄道株式会社の定時株主総会において、同社の取締役（社外取締役）に選任されることが承認可決された場合、その社外取締役に就任する予定ですが、同社・当社間に取引等の特別の利害関係はありません。

２．候補者番号３の石田和正氏は、中国の当社子会社である次の２社（有限公司）の各董事長を務めており、両社・当社間の主な取引は次のとおりであります。

①当社は日新電機（無錫）有限公司に、電力用コンデンサやコンデンサ形計器用変圧器（CVT）の各部材（技術・品質面で中国での調達が困難な部材）を販売しています。また、当社は、同有限公司に電力用コンデンサ・リアクトル・CVT・無効電力補償装置の技術等に係る非独占の実施許諾（ライセンス）を与え、その実施料（ロイヤルティ）を同有限公司より受領しています。
一方、当社は同有限公司より、電力用コンデンサ・CVTや電力用コンデンサ・CVT・変圧器の各部材（品質も踏まえ中国での調達が安価な部材）を購入しています。
②当社は日新恒通電気有限公司に、配電盤の部材（技術・品質面で中国での調達が困難な部材）を販売しています。一方、当社は同有限公司より、配電盤の部材（品質も踏まえ中国での製造・調達が安価な部材）を購入しています。

3．候補者番号６の星康久氏は、中国の当社子会社である日新高性能涂層（瀋陽）有限公司の董事長を務めており、当社は、同有限公司に薄膜コーティング技術の非独占の実施許諾（ライセンス）を与え、その実施料（ロイヤルティ）を同有限公司より受領しています。

4．候補者番号９の百合野正博氏につき次のとおりであります。

(1) 同氏は社外取締役候補者であります。

(2) 同氏の重要な兼職先である同志社大学と当社との主な取引として、当社は同志社大学に研究を委託する契約を締結していますが、その対価（取引額）は僅少であります。

(3) 同氏は、昭和48年４月に同志社大学大学院商学研究科修士課程に入学して以降、一貫して会計・監査に関する研究・事例分析などに取り組むと共に、平成12年４月に同志社大学商学部教授に就任した後、平成15年４月に同志社大学大学院商学研究科教授に就任して以降、同大学院商学研究科での研究や同志社大学商学部での教育を行っており、会計・監査に関し一貫して第一線で積極的に活躍している日本有数の研究者であります。その専門的な知識・経験・見識を当社グループの経営に活かしていただくと共に、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

(4) 同氏は、当社の第154期定時株主総会（平成24年６月26日）終結の時をもって当社の社外監査役に就任して以降、第156期定時株主総会（平成26年６月24日）終結の時までの２年間、当社の社外監査役を務めました。また、同氏は第156期定時株主総会終結の時をもって当社の社外取締役に就任して以降、現在まで社外取締役を務めており、その就任時点からの当社社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって１年であります。

(5) 当社は同氏と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、本議案における同氏の取締役選任につき承認可決いただいたうえ、同氏が当社の社外取締役に就任した場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

(6) 同氏の２親等に当たる親族１名が、会社法施行規則第２条第３項第19号の特定関係事業者に当たる「当社親会社の子会社」の監査役を務めています。

(7) 同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づき、一般株主保護のため確保する独立役員であります。本議案における同氏の取締役選任につき承認可決いただいたうえ、同氏が当社の社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き独立役員を務める予定であります。

5．その他の取締役候補者と当社との間に、取引等の特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

本株主総会終結の時をもって、木村壽秀氏が任期満了により当社監査役を退任することに伴い、監査役５名（常勤２名・社外監査役３名）の体制を継続・維持すべく、監査役１名の選任をお願いするものであります。

その監査役候補者は次のとおりであります。

なお、佐伯剛氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に基づく当社の社外監査役候補者であり、また、本議案につきましては、事前に当社の監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
佐伯（さえき）　剛（ごう） (昭和26年12月25日生)	昭和52年11月　監査法人朝日会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和56年８月　公認会計士登録、同監査法人 平成11年６月　公認会計士、朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成13年７月　同上、日本公認会計士協会常務理事 平成19年７月　公認会計士、同監査法人代表社員 平成22年７月　同上、日本公認会計士協会常務理事 平成25年７月　公認会計士 現在に至る	株 0

（注）１．当社、当社の特定関係事業者である親会社の住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社は、佐伯剛氏が平成25年６月まで所属していた「有限責任 あずさ監査法人」を会計監査人とし、監査契約に基づく監査報酬等を支払っていますが、同氏は平成25年６月に「同監査法人」を退職して以降、「同監査法人」の業務執行に携わっておらず、また、過去の「同監査法人」への所属中も、同氏は当社、住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社に対する監査業務を担当したことはありません。

２．同氏は、昭和56年８月の公認会計士登録以降、一貫して企業への法定監査に携わっており、地方自治体の包括外部監査人や地方独立行政法人の監事の経験も有し、また、日本公認会計士協会の要職（常務理事・近畿会会長）を歴任しており、その会計・財務・監査に係る専門的な知識・経験・見識を当社グループへの監査に活かしていただくと共に、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

３．本議案における同氏の監査役選任につき承認可決していただいたうえ、同氏が当社の社外監査役に就任した場合、当社は新たに同氏と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であり、その場合、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

４．本議案における同氏の監査役選任につき承認可決していただいたうえ、同氏が当社の社外監査役に就任した場合、同氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づき一般株主保護のため確保する独立役員に就任する予定であります。

以　　上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1．「議決権行使ウェブサイト」について

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する次の「議決権行使ウェブサイト」をご利用いただくことによってのみ可能であります。

［議決権行使ウェブサイトアドレス］　http://www.web54.net

（QRコード®）

注：「バーコード読み取り機能付きの携帯電話」を利用して、向かって右側の「QRコード®」を読み取り、「議決権行使ウェブサイト」に接続することも可能であります。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認願います。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取り扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の「議決権行使書用紙」に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力願います。

注：①「パスワード」は、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報であります。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱い願います。

②「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

③「議決権行使書用紙」に記載の「議決権行使コード」は、本株主総会に限り有効であります。

(2) 「インターネットによる議決権行使」は「平成27年６月22日（月曜日）午後４時50分まで」受け付け、その時刻をもって締め切らせていただきます。議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

(3) 「議決権行使書用紙の郵送」と「インターネットの利用」により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるもののみを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回数あるいはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたもののみを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) 「議決権行使ウェブサイト」をご利用される際のプロバイダ・通信事業者への料金（接続料金など）は、ご利用の株主各位のご負担となります。

3．システムにつき必要な条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、ご使用のシステムにつき次の点が必要でありますので、ご確認願います。

(1) 「パソコン用サイト」による場合

ア．画面の解像度が「横800×縦600ドット（SVGA）以上」であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a)　ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b)　PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

注：①Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®と Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、それぞれ米国その他の国での登録商標・商標・製品名です。

②以上のソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザや同アドインツールなどで「ポップアップブロック」機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）すると共に、プライバシーに関する設定において当サイトでの「Cookie」使用を許可するようにしてください。

エ．前記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバやセキュリティ対策ソフトなどの設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認願います。

(2)「携帯電話端末用サイト」による場合

次のいずれかのサービスの利用が可能であり、「128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信」が可能な機種であることが必要であります。

①ｉモード、②EZweb、③Yahoo!ケータイ

注：ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモの、EZwebはＫＤＤＩ株式会社の、Yahoo!は 米国Yahoo! Incorporatedの、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の、それぞれ登録商標・商標・サービス名です。また、携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、あるいはスマートフォン端末によりアクセスされた場合は、前記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでの議決権行使として取り扱わせていただきます。

4．パソコン等の操作方法に関する「お問い合わせ先」などについて

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、次の「お問い合わせ先」にご確認願います。

【お問い合わせ先】　三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル　0120（652）031　（受付時間：午前９時より午後９時まで）

(2) その他のご照会については、証券会社に口座をお持ちの株主各位は、お取り引き先の証券会社あて、証券会社に口座をお持ちでない（特別口座をお持ちの）株主各位は、次の「お問い合わせ先」あて、それぞれご確認願います。

【お問い合わせ先】　三井住友信託銀行　証券代行事務センター

0120（782）031　（受付時間：午前９時より午後５時まで。但し、土曜日・日曜日・休日を除く。）

以　　上

株主総会会場ご案内図

会　場：京都市右京区梅津高畝町47番地
日新電機株式会社
本社工場 大会議室
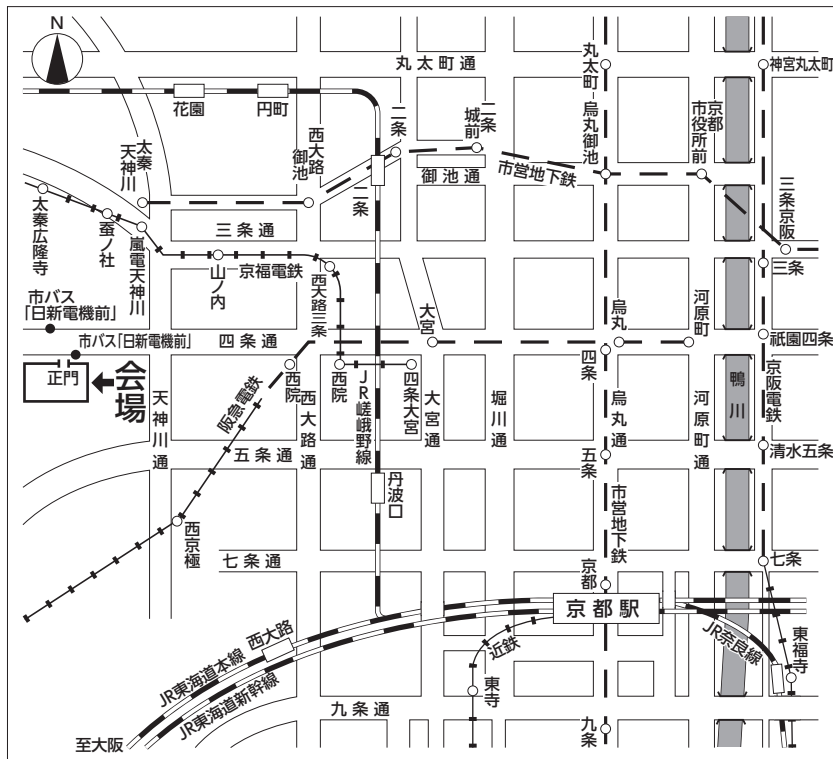
- JR・近鉄 京都駅より
  京都駅北側出口（烏丸口）バスターミナルより市バス28系統乗車
  日新電機前下車（バス乗車時間約35分）
  又は京都駅南側出口（八条口）アバンティ前より市バス71系統乗車
  日新電機前下車（バス乗車時間約40分、太秦天神川駅前経由は約50分）
- 京阪電鉄 祇園四条駅より
  四条河原町より市バス３系統乗車
  日新電機前下車（バス乗車時間約30分）
- 阪急電鉄 西院駅より
  西大路四条より市バス３，28，29，67，69，71系統乗車
  日新電機前下車（バス乗車時間約10分、
  71系統のうち太秦天神川駅前経由は約20分）